

平成 27 年第 1 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

松尾 大

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 27 年 1 月 28 日 (水) 14 時 00 分 ~ 15 時 35 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

伊藤 幸雄

財政局 契約課 管理係長

田村 修一

財政局 契約課 工事契約係長

吉田 学

都市整備局 参事兼技術管理室長

小林 法夫

都市整備局 技術管理室 技術企画係 主任

菅原 功

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 給水部 管路整備課 工事第三係長

佐藤 正志

水道局 浄水部 施設課長

桂島 剛

水道局 浄水部 施設課 電機係長

小林 康宏

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 お客様サービス部 工事サービス課長

庄子 清孝

ガス局 お客様サービス部 工事サービス課

営業工事係長

尾形 一

ガス局 製造供給部 建設課長

庄司 陽一

ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長

亥ノ瀬 広記

市立病院 総務部 経営管理課長

山口 智

市立病院 総務部 経営管理課 契約係長

大場 剛典

## 5 会議の経過

### 【1】開会

### 【2】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 松尾 大 委員

#### (1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～31)及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P32)に基づき報告。

### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 26 年 7 月 1 日～9 月 30 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 237 件である。昨年が 249 件だったので、だいたい同じぐらいの件数である。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件が無かった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 211 件で、内訳は市長部局 144 件、水道局 31 件、交通局 12 件、ガス局 23 件、市立病院 1 件である。</p> <p>指名競争入札は 3 件で、内訳は市長部局 2 件、水道局 1 件である。指名競争入札は原則として 1000 万円未満の案件で実施しているが、一般競争入札よりも契約に至る期間が短くなる傾向があるため、発注を急ぐものについては指名競争入札を行う場合がある。また最近では一般競争入札を実施しても不調が続いて、指名競争入札に切り替える場合もある。さらに個々の案件によって指名競争入札がふさわしいと判断される場合もある。</p> <p>随意契約は 23 件で、内訳は市長部局 15 件、水道局 1 件、交通局 4 件、ガス局 3 件である。随意契約は、特殊な設備の改修などで既設の業者でなければ対応できないものや、プロポーザル等で適用している。今回は、既存設備の更新工事が多く、エレベーター関係やプラント関係などで随意契約が行われている。また競争入札で不調になり、緊急性の観点から随意契約に切り替えたものもある。</p> <p>(資料 P1～31 参照)</p>

指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成26年10月1日～12月31日)における指名停止案件は1件である。</p> <p>事案は、(有)井上造園土木の「工事関係者事故」の案件である。これは、本市発注の業務において、危険を防止するための必要な措置を講じず作業員の負傷事故を発生させたことにより、労働安全衛生法違反にあたるとして、仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたことによるものである。具体的には、樹木緑地管理業務で、作業員が擁壁から転落して骨折した、というものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を2ヶ月以上4ヶ月以下と規定しており、今回の停止期間は2ヶ月とした。</p> <p>(資料 P32 参照)</p>
		(委員からの質問なし)

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる237件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10件を報告(詳細は資料 P33 参照。)
- 2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

制限付き一般競争入札

青葉通線ケヤキ植栽工事

仙台国際センター直流電源設備更新工事( )

仙台市向陽台児童館改築工事

水施建施第26-7号 福岡取水場自家発設備更新工事

管整 第26-22号 口径50・75・100・150 耗 岩切字入山及び岩切三丁目  
地内配水支管更新工事

寺岡一・二丁目地内ガス工事に伴う舗装復旧工事

随意契約

仙台駅西口駅前広場(C工区)再整備工事

- ( ) の案件は、当初の選定時には対象とされていなかったが、会議途中で対象に追加されたもの。

( 3 ) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「 青葉通線ケヤキ植栽工事 」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、青葉通の大通り 2 丁目あたりから一番町 3 丁目あたりにケヤキを植栽する工事である。</p> <p>予定価格 1000 万円以上のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）格付評点（造園工事の格付評点が 600 点以上）施工実績の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 27 社で、27 社による入札を行った結果、総額判断基準価格を下回った業者が 25 社あり、このうち失格基準価格を下回った業者が 14 社あった。</p> <p>入札の結果、（株）ガーデン二賀地を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P34～37 参照）</p>
応札者が多かった理由	委員	<p>入札参加者数が非常に多い案件だが、これは引き受けやすい案件なのか。また金銭的にも数百円というレベルで競っているが、コスト的にも抑えられる案件なのか。</p>
	事務局	<p>植栽工事は発注件数が少ないため、こうした工事を発注すると、毎回応札者が多い。今回の工事内容はケヤキの植栽 39 本と移植 5 本という工事で、内容が単純なので、人気が集まったものと思われる。</p>
	事務局	<p>震災後、造園関係の業者は仕事が少なかった。この工事は、震災後、造園関係の工事の発注がほとんどなかったこともあり、人気が高くなったのだと思われる。</p>
低い入札価格と履行可能性	委員	<p>2 社を除くとどنگりの背比べで、数百円単位の争いで、落札率も 88% を切っている。入札価格が予定価格よりかなり低い価格で競争されるというのは、事前に想定できる工事だったのか、それとも各業者とも引き受けたいので無理して低い価格で頑張ってきた、ということなのか。</p>
	事務局	<p>業者が頑張って低く入れたものと思われる。</p>
	委員	<p>入札者の半数が失格になったが、こういう事態になっても、この後同様の工事の発注においても、予定価格の見直しに反映されないのか。</p>
	事務局	<p>積算は変えられない。今回、失格となった 14 社全てが純工事費で失格になっているが、積算を変えることはないと思う。</p>
	委員	<p>無理して受注してもカツカツという状態では、工事自体にリスクが増えるような不安を感じるが、失格基準を上回っていれば大丈夫、ということか。</p>

事務局	今回の工事の工事費の大部分は樹木費であり、樹を買ってきて植える、というものである。その樹をどれだけ安く入れられるか、ということである。各業者とも造園業者なので色々なノウハウがあり、色々なところから調達することになる。ただ、仙台市の積算としては、基準に則ってやらなければならないので、それを上げ下げするのは難しい。
委員	裏返して言うと、もっと安くできるが、予定価格から失格基準価格を換算するとこれぐらいでなければ失格になってしまう、ということで金額を決めてくる、ということになるのか。
事務局	そのとおりである。工事費から何%という形で失格基準価格を決めているので、決まっている以上、それしかない、ということだと思われる。

「 仙台市向陽台児童館改築工事 」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>入札方式は総合評価の制限付き一般競争入札で、総合評価方式は簡易型I型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が800点以上）等についての資格を設定した。施工実績の要件は定めなかった。</p> <p>入札参加申請者は5社で、5社による入札を行ったところ、2社が総額判断基準価格を下回り、うち1社が失格基準価格を下回って失格となった。また当初の落札候補者の技術資料等を審査したところ、提出された評価値申告書の内容に錯誤があり、再評価の結果、評価値の順位が変更になり、当該候補者を落札者とし、次点者を新たな落札候補者とした。この新たな落札候補者（仙建工業(株)）の技術資料等の審査を行い、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P41～43 参照）</p>
評価値申告書の「錯誤」	委員	評価値申告書の内容の錯誤とはどういうものだったのか。
	事務局	<p>最初の落札候補者となった庄磁工業(株)の評価値申告書は次のようなものだった。</p> <p>「企業の評価」の「イ 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」について、落札者決定基準では、「S 造、SRC 造又は RC 造の建築物の新築、増築又は改築工事で工事対象部分の延床面積が 250 m<sup>2</sup>以上の建築物」の施工実績を求めているが、同社は改修工事では内装の補修等だったため、実績とは認められず錯誤として再評価で0点とした。</p>

		<p>配置予定技術者の「カ 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績」も、同様に改修工事の実績だけだったため、再評価で 0 点とした。</p> <p>また配置予定技術者の「キ 過去 5 ヶ年度における工事成績評定点（平均点）」は、同社は 19 年度の工事成績評定点しか持っておらず、「過去 5 ヶ年度」とは 21～25 年度だが、その期間に該当しないので、再評価で 0 点とした。</p> <p>また「シ 障害者の雇用促進状況」については、入力ミスがあり、要因としては前の年まで雇用していたがその後退職していたとのことであるので、該当せず、0 点とした。</p> <p>これらの再評価の結果、第 2 順位だった業者の方が、評価値が高くなった。</p>
	委員	複数の項目で事実と異なっていたとのことだが、いずれも錯誤である、と考えたのか。
	事務局	「錯誤」と「虚偽」の違いをどう捉えるかは難しい。このような場合、当該業者にヒアリングして判断する。その結果、今回は「虚偽」には当たらず「錯誤」とした。
失格者は総合評価の対象外	委員	赤坂建設(株)は失格だが、失格基準価格を下回ったということか。またその場合は総合評価はされない、ということか。
	事務局	赤坂建設(株)は現場管理費で失格基準価格を下回っていた。その時点で失格となり、総合評価には回らない。
再評価前の点数	委員	除算方式は価格に大きく影響される、という話を前回されていた。しかし今回は価格差にもまして技術評価の評価点の差の方が上回った。庄磁工業(株)の再評価前の点数はどうなっていたのか。
	事務局	評価値は 0.97458、評価点は 6.6 点だった。
工事の内容	委員	工事内容は基礎と外構の工事か。
	事務局	既存の建物の隣に新しい建物を建てる、という工事である。すなわち建て替えである。
再評価による時間的損失とその対策	委員	錯誤の件についてだが、「キ 過去 5 ヶ年度における工事成績評定点（平均点）」の場合、対象期間より前の工事成績での申告だったとのことだが、総合評価に掛ける前に、仙台市側ではこれは該当しないということが分からないのか。
	事務局	開札の時点では分からない。その後、落札候補者から資料を提出してもらうため、それを見たときに該当しないということが判明する。
	委員	再評価すると時間がかかると思うが、次点の者を落札候補者にしても、また同じようなことが起こることもあるのではないか。
	事務局	業者側も資料を集めるのは大変であり、我々も照合作業に時間がかかる。総合評価に時間がかかる要因はこういうところにある。こういう問題があるので来年度から対象を過去 4 年間とし、業者毎の平均工事成績を公表するこ

		とを考えている。それを使用すれば、業者も我々も事務の簡素化になる。
「虚偽」の 場合の対応	委員	障害者雇用の状況は分かるはずだが、それが「錯誤」という判断になっているが、「虚偽」と判断された場合は、罰せられるのか。
	事務局	「虚偽」があった場合は、当該業者の入札が無効となる。  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>当日の委員会において「虚偽があった場合はこの工事そのものが無効となる」と回答しましたが、正しくは「虚偽があった場合は当該業者の入札が無効となる」でした。</p> </div>
総合評価方式の見直しについて	委員	今回の場合、総合評価の結果、落札率が 100%になった。庄磁工業(株)と比べると 1000 万円以上の開きがある。総合評価方式のあり方の見直しは随時行っているのか。
	事務局	除算方式は踏襲していく。総合評価の内容は品確法の中でもそれぞれの工事に合った入札方式の検討が求められている。総合評価方式は平成 19 年度から試行を開始し、21 年度から本格実施した。その都度直しているが、見直しはしていかなければならないと考えている。

「 水施建施第 26-7 号 福岡取水場自家発電設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、福岡取水場の自家発電設備が設置から 30 年を経過すること、また水道局では災害時の長期停電に備えて浄水場等の非常用自家発電設備の燃料タンクの増設に取り組んでおり、その一環として自家発電設備の更新を行うものである。</p> <p>入札方式は予定価格が 5000 万円以上であるため、総合評価型の制限付き一般競争入札とし、総合評価方式を簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要なとされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 850 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 7 社で、7 社による入札を行ったところ、6 社が総額判断基準価格を下回り、うち 5 社が失格基準価格を下回って失格となった。残る 2 社のうち、評価値の高い東芝プラントシステム(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P47～50 参照）</p>



失格の理由	委員	7社中5社が失格になっているが、何か特徴的なことはあるか。
	事務局	純工事費はいずれも上回っていたが、3社が現場管理費で失格基準価格を下回り、また失格となった5社全てが一般管理費で失格基準価格を下回った。
最低価格者が失格にならなかった理由	委員	東芝プラントシステム(株)は入札額が非常に低いようだが。
	事務局	同社は金額的に第1順位であり、総合評価でもそのまま落札候補者となった。
	委員	他の入札額が高い業者が失格となり、一番金額が低い東芝プラントシステム(株)が失格とならなかったのはなぜか。
	事務局	東芝プラントシステム(株)は失格基準価格を全て上回り、落札候補者となり得る資格を有していた。 工事費構成費目のうち1つでも失格基準価格を下回ったら失格になるが、東芝プラントシステム(株)と(株)安川電機の2社は失格基準価格を上回っていたので、その2社を比較したところ、評価値の高かった東芝プラントシステム(株)が、書類の中身も適正だったため、最終的に落札者となった。
既設業者の有利性の有無	委員	更新工事とのことだが、今ある設備は東芝製なのか。
	事務局	今ある設備は、日立製作所で受注して製作したものである。
	委員	前に施工した業者については、金額の算定がやりやすい等のメリットはあるのか。
	事務局	設計金額は定められた単価や見積りに基づいて算定している。特に日立に有利になるような金額設定になってはいない。
	委員	今回は工期が長い大がかりな工事だが、どの業者が引き受けても、同じレベル感で金額算定とか工期の中での業務は行える、という案件ということか。
	事務局	基本的にそういう案件である。
	事務局	修繕の場合は、元々設置した業者でないと修繕や保守点検は行えないが、今回は容量を大きくするなどの更新工事なので他社でも十分にできる案件なので、特命随契ではなく、総合評価の制限付き一般競争入札で行った。
「一般管理費等」の中身	委員	「一般管理費等」の「等」とは何が含まれるのか。
	事務局	一般管理費に契約保証金等も含めて「一般管理費等」としている。
	委員	そこが5社とも失格基準価格を下回るといのは珍しいように思う。現場管理費などは抑えすぎて安全上の問題について一時期問題になったこともあると思うが、一般管理費等でここまで問題になったケースは今まで無かったように思うが。
	事務局	「一般管理費等」の中には、工事施工に係る受注者の運営に必要な経費、すなわち「儲け」も含まれる。この工事を取りたいという場合に、削れる部分は儲けの部分なので、そうした意識が働いたと推測される。

「管整 第 26-22 号 口径 50・75・100・150 耗 岩切字入山及び岩切三丁目地内配水支管更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、老朽化した配水支管を更新する配水管の敷設工事である。</p> <p>予定価格から、入札方式は総合評価型の制限付き一般競争入札とし、総合評価方式を簡易型Ⅰ型とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（水処理施設工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 5 社で、5 社による入札を行ったところ、全社が予定価格の範囲内で総額判断基準価格を上回っていた。そこで、評価値が最も高かった(株)村上瓦斯工業所を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P51～54 参照）</p>
緊急工事の実績等を総合評価の対象外にしていることについて	委員	総合評価調書で、他の案件では評価項目に「ツ 緊急工事登録等への取組実績」と「ト 東日本大震災における緊急工事等の従事実績」があるが、この案件にはないのはなぜか。
	事務局	水道局では設備系のもものと管路系のものに分けており、管路系はこの 17 項目で総合評価項目を設定している。この案件だけでなく管路系の案件はこの 17 項目で総合評価の審査を行っている。
	委員	この 2 つの項目を評価しない理由は何か。
	事務局	本工事は「市内に本店を有すること」という入札参加資格を付しているが、市内に本店のある業者であれば全ての業者が、緊急工事等の従事実績を有している。したがってこれらの項目を入れても評価値に差が出ないので外している。
	委員	本店がどこにあるかによって、「ツ」や「ト」の実績があつたりなかったりするのか。
	事務局	本市は地元経済活性化の観点から地元業者優先で発注している。管路に関しては、特殊な技術が必要な工事を別にして、通常の管路の工事であれば基本的に市内本店の業者に発注している。そうした観点から、市内本店の業者であれば緊急工事の実績があるだろう、ということで外している。
配水管の更新計画	委員	配水支管はどのくらいのスパンで更新するのか。
	事務局	40 年程度で更新する。
	委員	これから予定される更新工事は既に決まっているということか。

	事務局	ここ数年の分はだいたい決まっている。
	事務局	基本計画とその実施計画である中期の経営計画を定めており、特に震災等を踏まえて管路の更新を行い、老朽化した配管を優先的に更新したり、災害拠点病院等を優先して耐震化したり等、優先順位を決めて計画的に管路の更新を進めている。

「寺岡一・二丁目地内ガス工事に伴う舗装復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、経年埋設ガス管の入れ替え工事施工後の道路舗装の本復旧工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）格付評点（舗装工事の格付評点が700点以上）施工実績の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は18社で、18社による電子入札を行ったところ、全社が総額判断基準価格を下回り、うち4社が失格基準価格を下回って失格となった。残る14社は同額だったため、電子くじによる抽選を実施した結果、(株)小林店が落札候補者となり、資格審査を経て、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P55～60 参照）</p>
14社が同額となった理由	委員	14社が同額となったのはたまたまなのか。
	事務局	<p>予定価格は事前公表しており、失格基準価格も積算内訳の何%未満なら失格になる、という水準も公表している。今回の工事は単純な舗装工事であり、積算は数量等の単純な積み上げで計算することで容易に積算できるものである。公にされている歩掛りや単価を用いて積算できるため、失格基準価格とかなり近似値で積算できたもの、と考えている。</p>
	委員	落札率は約87%であり、各業者ともかなり抑えたところで競争した、ということか。
	事務局	そうである。この工事は、予定価格が比較的高額であるが工事内容は単純な舗装工事であり、各社とも受注したいという思いが強かったのではないか。
	委員	失格基準価格は公表していないのか。
	事務局	水準だけしか公表していない。
	委員	今回、読めたというか、かなり厳密に当てることのできる比較的単純な工事だったということか。
	事務局	その通りである。
人気が高か	委員	そうすると、どうしても取りたい業者があると、この水準に固まるという

った理由		ことか。 業者にとってはおいしい工事なのか。
	事務局	そうだと思う。施工場所が郊外の団地である。そういったことも受注を望むことにつながったと思われる。
	事務局	現在の入札不調で多いのは、橋梁や構造物関係、主に土木の改良工事などである。 舗装工事に関しては、地元には大きな業者はなく、3000万円クラスの工事を常に施工しているような業者が多い。舗装工事の業者はなかなか仕事がないという状況の中で、集中しているようである。特にこういう2～3千万円の工事に集中して、多くの業者が入札に参加するという状況である。市長部局の工事でも、同様にくじ引きという事態も発生している。
	事務局	今回出ている太白区の工事も、くじ引きではないが参加者が多かった。
くじ引き実施の傾向	委員	最低制限価格を設定して、各業者が最低制限価格で入札してきて、くじ引きになる、という入札も、地方によってはあるようだが、仙台市でも、人気のある、どうしても取りたい工事であれば、そういうこともあり得ることか。
	事務局	仙台市は少ない方であるが、他都市の状況を見ると、抽選で決まっていることが多いようである。全国的に、集中する傾向が見られる。
電子くじの仕組み	委員	資料 P60 のくじ結果表示の読み方を教えてほしい。
	事務局	くじ入力番号は、入札の時に入札書と一緒に入れる、業者が決める3桁の数字である。乱数値はシステムがランダムに当てられる数字である。くじ入力番号と乱数値を足した数字の下3桁がくじ番号になる。各社のくじ番号を全て足し、入札者数（今回の場合なら14社）で割った余りの数字と応札順序（最初の入札者を0とし、その次の業者から1、2、...13）の合致した業者が順位1位になる。
他の舗装工事のくじ引き実施傾向	委員	資料 P22 の舗装工事はいずれも入札者数が12社以上で落札率は88%以下であるが、これらも抽選で決定したのか。
	事務局	川平三丁目地内の舗装復旧工事以外は抽選くじで決定した。
	委員	そういう傾向があるのは明らか、ということか。
	事務局	そうである。

「 仙台駅西口駅前広場（C工区）再整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	この工事は、仙台駅西口の再整備事業の一部であり、平成27年の地下鉄東西線開業に併せて実施しているもので、タクシープールの再整備、バスシ

		<p>エルターの設置、ペDESTリアンデッキへの階段設置、西口地下歩道に通じる階段上屋の設置等の内容になっている。</p> <p>この案件は、平成 26 年 6 月 3 日に総合評価の制限付き一般競争入札で公告したが応札者がなく中止となり、随意契約に切り替えたものである。</p> <p>随意契約の理由は以下のとおりである。今回の工事の施工場所は、平成 25 年度発注契約済の『仙台駅西口駅前広場（B・C 工区）再整備及び地下電気施設整備工事』及びJR東日本が発注している『仙台駅西口エレベータ新設に伴う土木工事』と重なっており、各々の施工ヤードを共有しての施工となる。そのため施工計画を立案してスケジュール調整をする必要がある等、工程管理が制約を受けることになる。このため、これらの工事の受注業者と契約することで一体的な施工計画の立案並びに工程管理が可能となり、約 2 ヶ月間の工期短縮が期待でき、また仮設費も縮減できることなどから、これらの工事を行っている仙建工業(株)と特命随意契約を行った。</p> <p>（詳細は資料 P63～64 参照）</p>
施工箇所が重なっている契約済み工事の契約方式	委員	随意契約の理由が、平成 25 年度発注契約済の工事と施工箇所が重なるので、その施工業者と契約するとのことだが、その工事の契約方式は何だったのか。もし随意契約なら随意契約の理由も教えてほしい。
	事務局	総合評価の制限付き一般競争入札で行った。
今回の契約業者が随意契約を引き受けた事情	委員	6 月 3 日に制限付き一般競争入札で発注したときには応札者が 1 社もなかったとのことだが、おそらくその理由は随意契約にした理由の裏返しで、スケジュール管理が難しい等というかもしれないが、そもそも今回随意契約した仙建工業(株)もそのときは入札しなかったのか。
	事務局	そうである。
	委員	随意契約の際には同社が引き受けたということは、その時から何か状況が変わったのか。
	事務局	この仙台駅前の工事は A 工区から D 工区までの工事があり、日程的に東西線の開業に合わせるということや、JR でもそれに合わせて駅の連絡通路を改修するなど、仙台市と JR とで合わせて実施しており、12 月 6 日という終了の時期が決まっている。またこの施工箇所は、3 月の国連防災会議の開催にあたって玄関口になるため、何とか工事を進めなければならず、緊急を要する工事になってきた。仙建工業(株)にも話を聞いており、技術者が手いっぱい受注できないという状況が続いているとのことだったが、同社にこういう事情を理解してもらい、随意契約で受けてもらえるという話になったので、随意契約という形になった。
	委員	仙建工業(株)にとってやりやすいような、例えば工期が長くなったとか緩やかな規制になったとか、金額的に同社が望んでいたような金額になった、ということがあったのか。

	事務局	<p>そういうことはない。金額的に有利性があったわけではない。</p> <p>この工事に含まれる建築工事はバス停の上屋の建築工事であるが、建築工事の技術者の配置の時期について、施工確保対策として、入札からすぐ技術者を配置するのではなく、着手時までには配置すればよいという猶予期間を設けているので、その条件であれば取れるということもあったので、それなら引き受けられるということで随意契約になった。</p>
	委員	配置技術者の条件緩和は今回の工事だけで行っているわけではなく、以前からの条件緩和の一環として行われていたものではないか。
	事務局	震災後、そのような取組を行っている。
	委員	6月3日の制限付き一般競争入札のときの条件と同じか。
	事務局	同じだが、着手時期は違う。
今回の予定価格	委員	今回の予定価格は、6月3日に発注したときと同じ予定価格か。
	事務局	時間が空いたので、その時点での単価に置き換えて設計した。
随意契約とその後の工事への潜在的影響	委員	随意契約のときの工事成績は総合評価の実績に加算されるのか。
	事務局	加算される。
	委員	<p>総合評価は過去の実績が有利な方向に働く。随意契約や指名競争入札で受注すると、その案件だけではなくその後にも潜在的に影響を持ってくる。随意契約は扱いが慎重でなければならないし、総合評価の加点についても、いい工事をしたのだから加点していい、という考えも一方にはあるが、特に指名されて実施した工事について、後の工事でも有利に働きうるといのは、少し不公平な感じもある。それは総合評価自体に付随する問題点なのかもしれないが、今回のケースは色々事情があったとは思いますが、随意契約にはデリケートなところがあるのかなという気がする。</p>

当初選定した審議対象案件は以上の6件だったが、次の案件も追加で審議することとなった。

「 仙台国際センター直流電源設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、仙台国際センターの直流電源設備（整流基盤、蓄電池盤）の更新工事を行うものである。</p> <p>この工事は予定価格 1000 万円以上のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）格付評点（電気設備工事の格付評</p>

		<p>点が 650 点以上) の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 9 社で、9 社による入札を行った結果、総額判断基準価格を下回った業者が 8 社あり、そのうち 3 社が失格基準価格を下回って失格となった。その結果、(株)チバ電気システムサービスが落札者となった。</p> <p>(詳細は資料 P38 ~ 40 参照)</p>
失格の理由	委員	失格となった 3 社の失格の理由は何か。
	事務局	3 社とも現場管理費が失格基準価格を下回って失格となった。
どこで利益を出すのかは工事の種類によって異なるのか	委員	どこで儲けを生もうとしているかを考えたときに、ぎりぎり一般管理費で、というところもあると思うが、工事の内容や種類によってその辺は色分けがあるのか。それとも企業毎の特質によって異なるのか。失格者が無かった案件もあるが、種類によって異なるのか。
	事務局	工事の種類によって、例えば機械工事で機械の経費が殆どを占めていれば、機械を安く仕入れれば純工事費で削減できるだろうし、そういうものでないならば一般管理費で、というように工事の種類ごとに異なるのではないかと思う。
「失格にならないための金額」を見積もる、という傾向	委員	<p>今日審議した工事は、総額判断基準価格を下回った業者の多い案件が選ばれたように思う。入札における競争がどこで行われているのかということ考えた場合、これだけを見たら、失格にならないければ落札できる、というぎりぎりのところで、失格にならないための金額を見積もる、ということに業者が特化しているという印象を受ける。</p> <p>市としてはそういう印象を持っているか。</p>
	事務局	非常に落札率の低いものと、限りなく 100% に近いものがあるので、そこは業者の選択が働いている状況だと思う。非常に応札が集中するものと、いくら発注してもなかなか応札がないものがあり、現在、業者が選べる状況にあると思う。
	委員	震災後にそういう状況が改善された結果として、こういう形が出ているという印象を持っているのか。それとも震災前からこういう状況は常にあったのか。
	事務局	むしろ震災前の状況に戻りつつある。
	事務局	今は震災前より失格基準が上がっている。
不調率の推移	委員	震災後、全体としては、いったん不調率がかなり上昇して、落ち着いて、また上がってきている。仙台市はここ 2 年ぐらいの不調率の推移はどのように捉えているか。条件緩和で、ある程度不調率が抑えられて、その後どうなったか。
	事務局	仙台市としても、不調率がいったん上がって、その後下がったが、高い所で止まっている。
	委員	しばらくその傾向は続きそうなのか。

	事務局	<p>仙台市の不調率は、昨年度は約 30%で、今年度は 12 月の時点で約 25%である。若干下がっているが、土木関係には大きい傾向が見られる。今年度の 10 月頃は、土木の場合約 40%まで上がったが、改善されて現在は約 25%になっている。</p> <p>被災 3 県は下がってきている。資材価格が落ち着いてきており、人手不足も収まってきた。</p>
--	-----	---

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

次回の抽出委員は水野委員に依頼する。

次回の委員会の日程は、平成 27 年 5 月 11 日（月）14 時からの予定である。

## 7 閉会